

防府市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱

平成25年4月12日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の運営に関して、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）及び防府市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年防府市条例第2号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(本部員及び組織)

第2条 法第35条の第2項第3号及び第4号に規定する本部員は、次のとおりとする。

(1) 第2項第3号の本部員は、消防長とする。

(2) 第2項第4号の本部員は、別表第1に掲げる職にある者とする。

2 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

(会議及び職務)

第3条 条例第3条による対策本部の会議を招集したときは、本部長がその議長となる。

2 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指定した順に従い、副本部長がその職務を代理する。

(部の設置)

第4条 対策本部に次に掲げる部を置く。

(1) 総務部

(2) 総合政策部

(3) 文化スポーツ観光交流部

(4) 生活環境部

(5) 福祉部

(6) 保健こども部

(7) 産業振興部

(8) 土木都市建設部

(9) 消防本部

(10) 教育委員会

(11) 上下水道局

(幹事会及び専門部会の設置)

第5条 市が行う新型インフルエンザ等対策に関して、庁内における連絡を密にし、必要な対策を迅速に行わせるため、防府市新型インフルエンザ等対策幹事会（以下「幹事会」という。）を置くとともに、新型インフルエンザ等対策全般について調査研究するため、防府市新型インフルエンザ等対策専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(幹事会)

第6条 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 幹事会の会長は危機管理監とし、副会長は保健こども部長とする。
- 3 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。
- 4 会長が必要と認めるときは、幹事会以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第7条 専門部会の会長は保健こども部次長とし、そのほか各部から推薦のあった者をもって組織する。

- 2 会長は、必要に応じて副会長を指名し、置くことができる。
- 3 専門部会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

(事務局)

第8条 対策本部、幹事会及び専門部会の事務局は、総務部防災危機管理課及び保健こども部健康増進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部、幹事会及び専門部会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月13日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、防府市新型インフルエンザ危機管理対策本部設置要綱（平成21年5月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年６月２６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

総務部長 危機管理監 総合政策部長 文化スポーツ観光交流部長 生活環境部長 福祉部長 保健こども部長 産業振興部長 土木都市建設部長 会計管理者 議会事務局長 消防長 教育部長 上下水道局長
--

別表第 2（第 6 条関係）

危機管理監 健康福祉部長 総務部次長 総合政策部次長 文化スポーツ観光交流部次長 生活環境部次長 福祉部次長 保健こども部次長 産業振興部次長 土木都市建設部次長 入札検査室長 農業委員会事務局長 議会事務局次長 監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長 消防本部次長 教育部次長 上下水道局次長
--

2 人以上の部次長が置かれている部にあつては、幹事会の会長が指名する者とする。